

庄原市子育て援助活動支援事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、当該事業の実施に関し、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（平成26年5月29日雇児発0529第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

**第2条** 市長は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）及び援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）で構成する庄原市子育てファミリー会（以下「会員組織」という。）を設立し、当該会員組織において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 次に掲げる子どもの預かり活動（以下「相互援助活動」という。）の調整、把握等
  - ア 保育所、幼稚園、こども園、小学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室等（以下「保育所等」という）の開始前及び終了後の預かり
  - イ 保育所等への送迎
  - ウ 保育所等の休業日の預かり
  - エ 冠婚葬祭、学校行事又は買い物等外出の際の預かり
  - オ 早朝、夜間等の緊急時の預かり
  - カ 病気の回復期にあり、保育所等での集団生活が一時的に困難又は保護者の都合により一時的に家庭での看護を受けることができない児童の預かり
  - キ 宿泊を伴う子どもの預かり
  - ク その他市長が必要と認める援助
- (3) 相互援助活動に必要な知識に関する講習会の開催
- (4) 会員相互の交流促進
- (5) 子育て支援関係の施設及び事業との連絡調整

2 相互援助活動の対象者は、0歳から小学校6年生までの児童とする。

(事業の委託)

**第3条** 市長は、適当と認める団体に事業の一部又は全部を委託することがで

きる。

- 2 前項の規定により事業を受託した団体は、相互援助活動の調整を行う専任職員を配置しなければならない。

(会員組織)

**第4条** 会員組織の会員は、市内に住所を有する者とする。

- 2 提供会員又は依頼会員の登録をしようとする者は、会員登録申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 会員組織の会費は、無料とする。
- 4 会員組織を退会しようとする会員は、退会届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 5 会員登録の情報は、毎年度、整理及び更新するものとする。
- 6 会員組織の事務局は、生活福祉部児童福祉課に置く。

(費用負担)

**第5条** 相互援助活動を利用した依頼会員は、会員組織の会則に定める利用料の一部を提供会員に支払わなければならない。

- 2 市長は、次の各号の区分に応じ利用料の一部を負担するものとする。

(1) 通常利用の場合 利用料の2分の1

(2) 依頼会員が妊婦検診を受診するために利用する場合 利用料の3分の2

(3) 依頼会員の子どもが医療機関、専門機関等を受診することに伴って当該子どもの兄弟姉妹について利用する場合 利用料の3分の2

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式(省略)